

# 東広島市農業委員会令和6年11月（第11回）総会議事録

- 1 開催日時 令和6年11月27日（水）午前10時00分から午前10時46分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 21人

## 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 肇	2	久保 伸司	3	岡土居 正弘
4	脇坂 俊之	6	中務 秀子	7	古川 みどり
8	杉本 源藏	9	柏尾 博明	10	荒谷 義憲
11	村上 義則	12	木原 省五	13	財満 俊子
14	仲伏 英雄	15	高尾 昭臣	16	大月 靖規
18	在間 輝昭	19	古本 啓之	20	橘川 一則
22	高木 昭夫	23	高橋 久雄	24	住井 正美

- 4 欠席委員 3名

番号	氏名				
5	台川 洋子	17	土井 浩文	21	小倉 亜紗美

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 18番 在間 輝昭 委員 19番 古本 啓之 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第50号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（別紙1）

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第54号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

(5) 報告

- 報告第 52 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について  
報告第 53 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について  
報告第 54 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について  
報告第 55 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について  
報告第 56 号 農地改良届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	尾崎 修司
局長補佐兼農地保全係長	定井 芳紀
局長補佐兼農地係長	松下 健司
農地保全係主査	合原 茂宏
農地係主査	小田 美香
農地係主査	豊田 宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係長	立山 清信
福富支所地域振興課産業建設係主査	平賀 仁
豊栄支所地域振興課産業建設係主任主事	岡本 美由紀
河内支所産業建設課産業振興係主査	枝廣めぐり
安芸津支所産業建設課専門員	大下 宏治

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課  
担い手支援係主査 崎里 恵

議長	それでは、これより11月総会を開会いたします。 これからは着席の上、議事進行いたしますので、よろしくお願ひします。 在任委員数24人中、21人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しております。会議は成立しております。 次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、18番在間委員、19番古本委員を指名いたします。 次に、日程第2の会期の決定についてをお諮りいたします。 会期は令和6年11月27日1日限りとさせていただいてよろしいでしょうか。
< 異議なし >	
議長	それでは、会期は令和6年11月27日1日限りといたします。 これより日程第3の議案審議に入ります。 議案第50号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。 この案件は東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。
崎里主査	それでは、議案第50号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。 資料の別紙1をご覧ください。 今回、議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の貸借権設定と所有権の移転に係るもので、貸借権設定は130件、総面積は422,038.90m <sup>2</sup> となっております。また、所有権の移転は1件で、面積は1,934m <sup>2</sup> となっております。詳細につき

崎 里 主 査	<p>ましては、資料にてご確認いただきたいと思います。</p> <p>なお、今回の農地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定いただきましたら、12月5日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。ご質問、ご意見はございませんか。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第50号について異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第50号は異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。</p> <p>農林水産課の崎里主査ありがとうございました。退席をお願いします。</p>
	< 崎里主査、退室 >
議 長	<p>次に、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
小 田 主 査	<p>それでは、総会議案の2ページをご覧ください。</p> <p>議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説明いたします。</p> <p>今日は、33件の申請がありました。</p> <p>申請地の田畠別の筆数、面積の内訳は10ページに記載のとおりです。</p> <p>申請番号260-1、261-2は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、262-3でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、263-4でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は、●歳、会社員の方です。家庭菜園をやりたいと農地を探していたところ、売却の話があり、このたびの申請に至ったものです。申請地では、トマト、ナス、大根などの季節野菜を作付する予定です。</p> <p>続いて、264-5でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は、●歳の方です。譲渡人から申請地の隣に居住する譲受人に農地を譲りたいと申出があり、このたびの申請に至ったものです。申請地では、ナス、トマトなどの季節野菜や柿、ミカンなどの果樹を作付する予定です。</p> <p>続いて、265-6でございます。</p> <p>特定遺贈のため、所有権を移転するものです。</p> <p>農地法施行規則第15条第5号に包括遺贈または相続人に対する特定遺贈により権利が取得される場合には、農地法第3条第1項の権利移動のための許可は不要であると規定されておりますが、本件については遺言により相続人以外に特定の財産を与えるため、許可が必要となります。受人本人も耕作し、キクイモ、大根、白菜などの季節野菜を作付する予定です。</p> <p>続いて、266-7でございます。</p> <p>経営地近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、267-8でございます。耕作者へ譲渡のため、所有権を移転するものです。</p>

小田主査	<p>受人本人が耕作し、必要な農機具も確保されておられます。</p> <p>続いて、268-9でございます。</p> <p>耕作者へ譲渡のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、269-10でございます。</p> <p>耕作者へ譲渡のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、270-11でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の方です。申請地に隣接する農地を相続し、隣接地と一体的に利用するため、申請するものです。住所地では長年水稻を作付しており、申請地でも水稻を作付する計画で、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、271-12でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、272-13でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、273-14でございます。</p> <p>耕作者へ譲渡のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、274-15でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、275-16でございます。</p> <p>贈与のため、所有権を移転するものです。受人本人が耕作し、必要な農機具も確保されておられます。</p> <p>続いて、276-17でございます。</p> <p>福祉事業の拡大のため、賃貸借を設定するものです。本案件は、農地所有適格法人以外の法人が権利を設定しようとするものであり、農地法第3条の不許可の例外に該当するものとして農地法施行令第2条第1項第1号ハに教育、医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようと認められることと規定されており、これに該当いたします。譲受人は社会福祉法人であり、地域社会の福祉の増進と障害者の自立支援を図ることを目的として設立されています。障害福祉サービス事業の業務を行うため、本申請地を取得しようとするものです。申請地では、水稻を作付する計画です。譲受人の労働力として3名の職員がおり、4名の利用者が営農に当たります。</p> <p>続いて、277-18でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、278-19でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は、●歳、会社員の方です。申請地の農作業を手伝っていたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。申請地に隣接する居宅を購入し、拠点とする予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も確保しておられます。</p> <p>続いて、279-20から281-22は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有しておられます。</p> <p>続いて、282-23から284-25は譲受人が同一であり、関連いたしますので、一括して</p>
------	--

小田主査	<p>説明させていただきます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、285-26でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は、●歳、自営業の方です。以前より家庭菜園をしたいと考えていたところ、本申請地の譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。受人本人が、ジャガイモ、キュウリなどの季節野菜やイチジク、ブドウなどの果樹を作付する予定です。</p> <p>続いて、286-27から292-33は関連いたしますので、一括して説明いたします。</p> <p>當農型発電設備の設置のため、地上権を設定するものです。本申請は、国の通知において當農型発電設備の設置者と當農者が異なる場合には、支柱に係る一時転用許可と下部の農地に民法第269条の2第1項の地上権またはこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための農地法第3条第1項の許可を受けることが必要であるとされているため、當農型発電設備の設置者である●●が区分地上権設定のために申請されたものでございます。本申請地は、令和5年7月及び令和6年5月、8月、9月総会において、農地所有適格法人である●●が神事などに使用するサカキを作付するものとして農地法第3条の規定による所有権移転の許可を得ておられます。当該地上権については一時転用許可と同時に権利設定を行うものとされておりますので、詳細については議案第53号において説明させていただきます。</p> <p>以上33件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要性があれば、補足説明をお願いいたします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>
議長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>
議長	<p>ないようですので、質疑を終了いたします。</p> <p>これより採決に入ります。</p> <p>議案第51号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>&lt;全員挙手&gt;</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第51号は許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
松下局長補佐	<p>議案の11ページをお願いいたします。</p> <p>議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>今日は、5件の申請がございました。</p> <p>申請番号26-1につきましては、申請地は●●の南約1.9kmに位置する小集団の第2種農地で、申請人は●●にお住まいの方でございます。申請人は、所有する農地を農業用倉庫及び駐車場にするため、転用許可申請をされたものでございます。また、申請地は許可を得ることなく農業用倉庫を設置されていたため、始末書を徴取しております。</p> <p>続きまして、申請番号27-2でございます。</p> <p>申請地は、●●の北約680mに位置する小集団の第2種農地で、申請人は隣接地にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を共同住宅及び駐車場にするため、転用許可申請をされたものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。</p> <p>続きまして、申請番号28-3でございます。</p> <p>●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●</p>

松下局長補佐	<p>●の東約460mに位置する第3種農地に近接する小集団の第2種農地で、申請人は高屋町にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を共同住宅及び駐車場にするため、転用許可申請をされたものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。また、農振農用地につきましては、令和6年7月29日付で除外済みとなっております。</p> <p>続きまして、申請番号29-4でございます。</p> <p>●●における墓地への転用事案でございます。申請地は、●●の北東約1.7kmに位置する第1種農地で、申請人は隣接地にお住まいの方でございます。申請人は、所有する墓地が山裾にあり、墓参りが困難なため、当該農地を墓地にするため、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。また、申請地は許可を得ることなく墓地を設置されていたため、始末書を徵取しております。また、農振農用地について、議案書では除外見込みとなっておりますが、11月26日付で除外済みとなっており、こちらは許可済みでございます。また、墓地の許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。</p> <p>続きまして、申請番号30-5でございます。</p> <p>申請地は、●●の北東約630mに位置する第3種農地に近接する小集団の第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、自宅の老朽化及び浸水被害のため、当該農地に住宅を建築し、住み替えを行うため、転用許可申請をされたものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。</p> <p>以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農状況に支障を生じるおそれがないと認められることから、本件を提出するものでございます。</p> <p>なお、申請番号29-4への転用につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば、補足説明をお願いいたします。</p>
<なし>	
議長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。</p>
<なし>	
議長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第52号について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議はありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
<全員挙手>	
議長	<p>全員賛成ですので、議案第52号のうち、意見聴取の対象外案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会で許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
豊田主査	<p>それでは、総会議案の14ページをご覧ください。</p> <p>議案第53号についてご説明いたします。</p> <p>今日は23件の申請がありました。</p> <p>申請地の田、畠別の筆数、面積の内訳につきましては、総会議案の20ページをご覧く</p>

豊田主査	<p>ださい。</p> <p>それでは、201-1について説明いたします。</p> <p>養魚池への一時転用事案でございます。申請地は、●●の東に位置します農用地区域内農地でございます。受人は、●●に居住され、養鯉業を営んでおられます。本件は、コイの養殖を行うため、令和3年12月に農地転用の一時転用許可を取られており、このたび農地転用期間が満了することから、更新のため、申請されたものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するものであって農振法の規定によって定められた農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして農用地区域内農地の不許可の例外に該当いたします。</p> <p>続きまして、202-2について説明をいたします。</p> <p>工場への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、農業用機械及び自動車の部品の製造及び加工などを営む会社でございます。このたび、火災により焼失した工場を再建するため、申請されたものでございます。なお、建築許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。また、申請地は受人が許可を得ることなく工事に着工していたため、始末書を徴取しております。</p> <p>続きまして、203-3について説明をいたします。</p> <p>資材置場への転用事案です。申請地は、●●の南に位置します第2種農地でございます。受人は、東広島市に本店を置き、不動産の維持管理業などを営む会社でございます。このたび、資材置場が新たに必要となったため、転用するものでございます。</p> <p>続きまして、204-4について説明をいたします。</p> <p>建売住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、不動産売買等を営む会社でございます。このたび、本申請地に建売住宅を7棟建築、販売するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。</p> <p>続きまして、205-5について説明をいたします。</p> <p>資材置場への転用事案でございます。申請地は、●●の北に位置します第2種農地でございます。受人は●●に居住され、土木工事業などを営んでおられます。このたび、本申請地周辺での工事が予定されており、新たな資材置場が必要となったため、転用しようとするものでございます。</p> <p>続きまして、206-6について説明をいたします。</p> <p>駐車場への一時転用事案でございます。受人は、●●に本店を置き、土木、建築、軌道等建設工事の施工等を営む会社でございます。申請地は、●●の南西に位置します第2種農地でございます。本申請地のうち、地番1216-2につきましては、令和6年7月29日付で農地法第5条の一時転用の許可を受けております。しかし、当初の計画より従事する従業員数の増加が見込まれ、当初許可された駐車場では賄い切れなくなるため、事業計画変更申請書が提出され、転用の申請が併せて提出されたものでございます。なお、本件は議案第54号が関連案件となっております。なお、申請地は渡人が許可を得ることなく造成行為を行っていたため、始末書を徴取しております。</p> <p>続きまして、207-7、208-8は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明をいたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案でございます。</p> <p>207-7は、●●の南東に位置します第2種農地でございます。</p> <p>208-8は、●●の西に位置します第2種農地でございます。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。</p> <p>続きまして、209-9について説明をします。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。受人は、●●において借家に居住をされておられます。申請地は、●●の東に位置します第2種農地でございます。このた</p>
------	---

豊田主査

び、住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。また、農振農用地からは令和6年7月29日付で除外済みとなっております。

続きまして、210-10について説明をいたします。

駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、主要食糧及び食料品、飲料水、飼料、肥料の加工並びに販売等を営む会社でございます。現在近隣で使用している駐車場が使用できなくなり、代替地が必要となつたため、転用しようとするものでございます。

続きまして、211-11について説明をいたします。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●におきまして実家に居住をされております。申請地は、●●の南東に位置します第1種農地でございます。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、建築許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。また、農振農用地からは資料では除外見込みとなっておりますが、令和6年11月26日付で除外済みとなっております。

続きまして、212-12について説明をいたします。

建売住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、不動産売買等を営む会社でございます。このたび、本申請地に建売住宅を1棟建築、販売するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。

続きまして、213-13について説明をいたします。

資材置場への転用事案です。申請地は、●●の北東に位置します第1種農地でございます。受人は、●●に居住され、土木工事業などを営んでおります。このたび、既存の資材置場を拡張するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第35条第5号、既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものとして第1種農地の不許可の例外に該当いたします。また、農振農用地からは資料では除外見込みとなっておりますが、令和6年11月26日付で除外済みとなっております。

続きまして、214-14について説明いたします。

資材置場及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、建設工事の請負、施工、設計、監理、監督等を営む会社でございます。このたび、事業拡大に伴い、新たな資材置場及び駐車場が必要となつたため、転用しようとするものでございます。

続きまして、215-15について説明をいたします。

駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、社会福祉事業等を営む会社でございます。申請地は既に駐車場として利用されておりますが、農地法の許可を得ていないことが判明したため、申請されたものでございます。申請地は渡人が許可を得ることなく造成行為を行っていたため、始末書を徴取しております。また、農振農用地からは令和6年7月29日付で除外済みとなっております。

続きまして、216-16から222-22は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明します。

営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。

216-16は、●●の南東に位置します農用地区域内農地でございます。

217-17は、●●の南に位置します農用地区域内農地でございます。

218-18は、●●の西に位置します農用地区域内農地でございます。

219-19から222-22は、●●の南に位置します農用地区域内農地でございます。

受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。このたび、本申請地

豊田主査	<p>で當農型発電事業を行うため、216-16、217-17は許可後10年間、218-18は令和15年9月14日まで、219-19から222-22は令和15年9月5日まで一時転用しようとするものでございます。218-18は令和5年9月15日付、219-19から222-22は令和5年9月6日付で許可をされておりますが、渡人の名義を変更するため、改めて申請されたものでございます。本件は、農用地区域内農地の不許可の例外に該当いたします。</p> <p>なお、下部の農地におきましては、サカキの栽培を行う計画でございます。太陽光パネルの支柱間隔は縦約3.4m、横約2.4m、パネルの最低地上高約2.1m、最高地上高約2.7mとなっており、農作業に係るスペースは確保しております。営農計画書での年間収穫量は10a当たり約7,500本程度を見込んでおり、根拠資料として知見書ほか、関東農政局静岡県農林水産統計年報等が提出され、本計画は地域の平均的反収と比較して8割以上の収量が確保される計画となっております。</p> <p>続きまして、223-23について説明をいたします。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。受人は、●●におきまして借家に居住をされております。申請地は、●●の北に位置します第3種農地でございます。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。なお、建築許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。</p> <p>以上説明しました23件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えております。</p> <p>なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地、営農型太陽光の案件につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付いたしました一覧表のうち、201-1、203-3、211-11、213-13、214-14、216-16から222-22を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより必要があれば、補足説明をお願いいたします。</p>
<なし>	
議長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。</p>
<なし>	
議長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第53号のうち、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
<全員挙手>	
議長	<p>全員賛成ですので、議案第53号のうち、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会で許可することに決定をいたします。</p>
議長	<p>次に、議案第54号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
豊田主査	<p>初めに、本日配付いたしました資料2の正誤表をご覧ください。</p> <p>総会議案第54号の表紙が抜けていたため、表紙を追加させていただき、それに伴いまして、事前に送付いたしました議案のページ数、21ページが22ページに変更になりますので、資料の追加、修正をお願いいたします。申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。</p>

	<p>それでは、総会議案の21ページをご覧ください。</p> <p>議案第54号について説明をいたします。</p> <p>今月は、1件の申請がありました。</p> <p>それでは、13-1について説明をいたします。</p> <p>駐車場への一時転用事案でございます。この案件は、総会議案第53号の206-6との関連案件ですが、改めて説明をさせていただきます。</p> <p>受人は、●●に本店を置き、土木、建築、軌道等建設工事の施工等を営む会社でございます。申請地は、●●の南西に位置します第2種農地でございます。本申請地のうち、1216-2につきましては、令和6年7月29日付で農地法第5条の許可を受けております。しかし、当初の計画より従事する従業員数の増加が見込まれ、当初許可された駐車場では賄い切れなくなるため、事業計画変更申請書が提出されたものでございます。</p> <p>以上説明いたしました1件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の當農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えております。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより必要性があれば、補足説明をお願いいたします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>
議長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>
議長	<p>ないようですので、それでは採決に入れます。</p> <p>議案第54号について本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>&lt;全員挙手&gt;</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第54号については本総会で許可することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第4の報告事項になります。</p> <p>報告第53号から報告第56号について事務局の説明を求めます。</p>
松下局長補佐	<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第54号から報告第56号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第52号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第53号、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は7件の届出を受理いたしました。その内容につきましてはご覧のとおりでございます。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第54号法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答についてでございます。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は19件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p>

松下局長補佐	<p>報告第55号「農地転用届出の受理について」でございます。      11ページをお願いいたします。</p> <p>農業用施設への転用届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。      その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>報告第56号「農地改良届出の受理について」でございます。      13ページをお願いいたします。</p> <p>農地改良届は、今月分は3件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
議 長	<p>報告は終わりました。</p> <p>次に、日程第5のその他に入ります。</p> <p>何か全般的にございましたらお願いいいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、委員の皆様方には長時間にわたりご審議誠にご苦労さまでございました。</p> <p>それでは、木原会長職務執行代理者から次回の総会についての報告をお願いします。</p>
木原職務代理者	次回総会は、12月26日午前10時から市役所本館8階の全員協議会室で開催予定ですので、ご出席ください。お間違いのないようにお願いします。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で11月総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長

\_\_\_\_\_

議事録署名者 委員

\_\_\_\_\_

議事録署名者 委員

\_\_\_\_\_

議長(会長) 18番 在間 輝昭 委員 19番 古本 啓之 委員